平成２８年（フ）第１２号
栃木県足利市小俣町785番地４
債務者　反野　　邑
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４９１号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ１棟104号
債務者　遠藤　耕一
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２１号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目６番18－A201号　フルラージュちがさき
債務者　浜田　　登
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３１号
横浜市港南区日野中央３丁目21番10－308号
債務者　佐竹　　剛
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５８号
横浜市栄区笠間３丁目９番43号　セントマリーズ102
債務者　土屋　麻耶（旧姓古市）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４２号
横浜市泉区岡津町2055番地　岡津サンライズコーポ２－７号
債務者　齋藤　一明
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４３号
横浜市泉区岡津町2055番地　岡津サンライズコーポ２－７号
債務者　齋藤　絵理（旧姓瀧澤）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５５号
横浜市南区高根町４丁目23番地６　ダイコーパレス阪東橋202号室
債務者　吉野　聖司
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７９号
横浜市港南区大久保２丁目13番24号　エルリストン・セレナ103号
債務者　齋藤剛太郎
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８７号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平７番１－306号
債務者　鈴木　　章
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３号
静岡市駿河区東新田４丁目１番３－1504号
債務者　山田さゆり（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６号
静岡市葵区宮前町105番地　奥田ビル303号
債務者　佐藤　健文
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６号
静岡市清水区庵原町1624番地　借家３号室
債務者　森田　友一
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８４号
東京都八王子市元本郷町２丁目３番12号コーポシモ102号
債務者　西村　四郎
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０９号
静岡県焼津市西小川５丁目24番地５号　ポルト・ボヌール205号、住民票上の住所静岡県藤枝市田中１丁目８番18号
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４０号
横浜市栄区野七里１丁目２番27－2754号
債務者　植田　　勉
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部